

駐車場法に基づく路外駐車場設置の届出に 関する手引き

倉敷市 市街地開発課

1 路外駐車場とは

路外駐車場とは、駐車場法第2条第2号に規定する、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供するものを示します。そのため、次のように利用者が特定されている場合は、路外駐車場に該当しません。

① 月極駐車場のように駐車場の一定区画について契約者に対してのみ使用权を設定して、他の自動車の利用は出来ないような駐車場

② 建築物に附置され、その建築物の関係者以外は利用できない駐車場

＊「一般公共の用に供しない駐車場」の判断について

一般公共の用に供しない駐車場と判断するには、非該当車両が駐車できない実態が備わっている必要があります。「お客さま専用駐車場」と表示している場合やゲートの設置、警備員を配置しているだけでは一般公共の用に供しない駐車場とはみなせません。

2 構造及び設備の基準の適用範囲

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上あるものは、駐車場法施行令その他関係法令の規定で定める技術基準によらなければなりません。

① 駐車のために供する部分とは、駐車のために供する部分（駐車マス）を示します。

② 特殊装置（エレベーター等の機械式）を用いる駐車場は、各パレット（台車）の面積に数を掛けた面積としますが、その算定が困難なものについては、小型自動車または軽自動車（自動二輪車を除く）のみの駐車のために供する特殊装置については、自動車1台あたり12㎡、普通自動車算定の駐車のために供する特殊装置については、自動車1台あたり15㎡/台とみなして算定します。

3 届出が必要な路外駐車場

以下の3つの条件全てにあてはまる駐車場を設置する場合は、路外駐車場の位置、規模、構造、その他必要な事項を倉敷市長に届け出なければなりません。また、既に届け出をしている事項を変更しようとするときも同様です。

① 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される駐車場

② 駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場

③ 利用者から駐車料金を徴収する駐車場

＊①と②に該当し駐車料金を徴収しない駐車場は、届出の必要はありませんが、駐車場法第11条の規定により、構造及び設備の基準（技術的基準）を遵守する必要があります。

4 管理規定の届出

路外駐車場設置の届出が必要な場合、路外駐車場管理者はあらかじめその業務の運営の基本となる管理規程を定め、路外駐車場の供用開始後10日以内に倉敷市長に届け出なければなりません。

管理規定に定める事項は、駐車場法第13条第2項に規定による以下の項目です。

- ①路外駐車場の名称
- ②路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人においては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- ③路外駐車場の供用時間に関する事項
- ④駐車料金に関する事項
- ⑤路外駐車場の供用契約に関する事項
- ⑥国土交通省令で定める事項

また、管理規程に定めた事項を変更したときにおいても、10日以内に、変更の届出が必要となります。

5 路外駐車場の休止・廃止・再開の届出

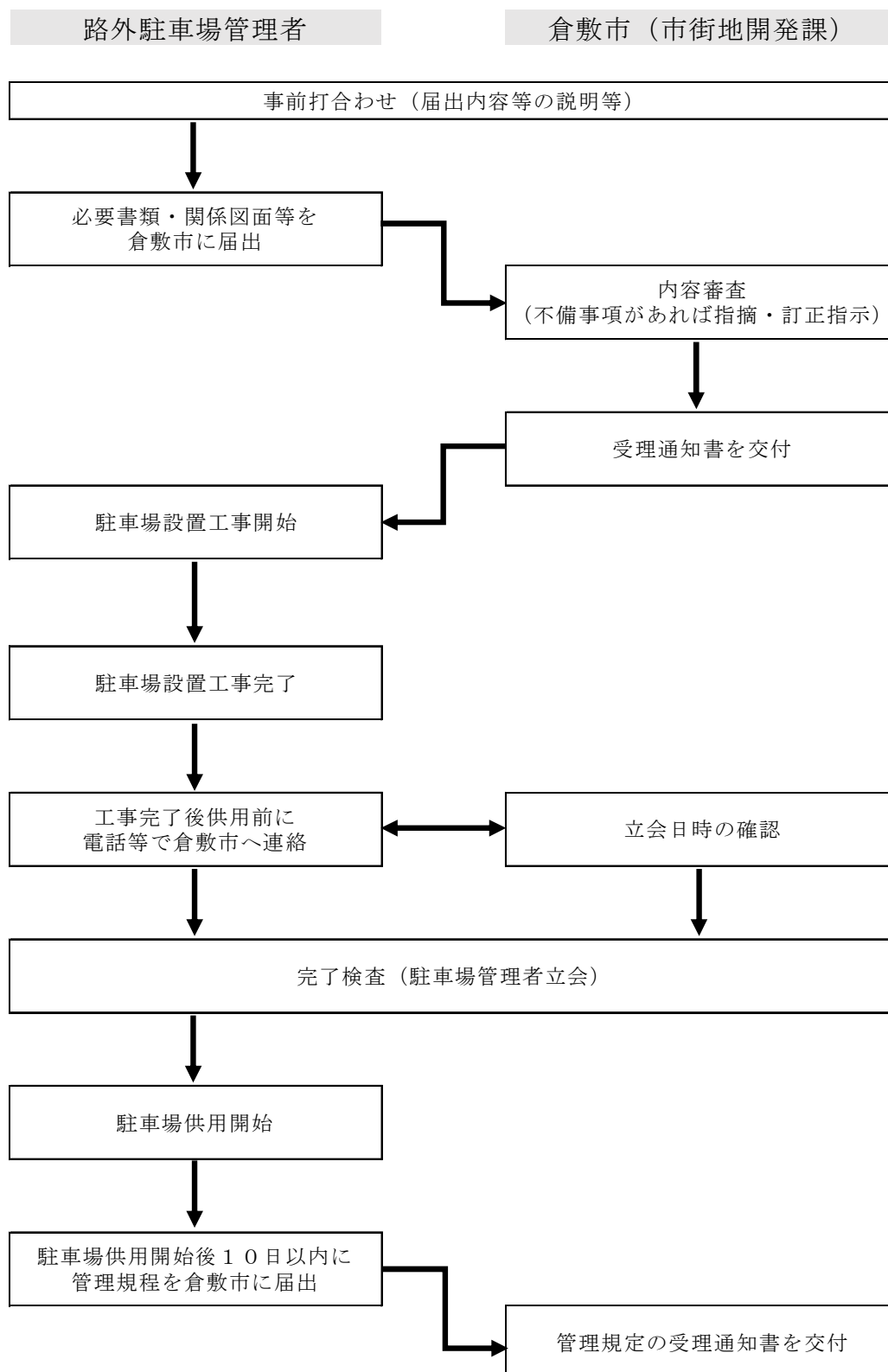
路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10日以内に、倉敷市長に届け出なければなりません。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、再開から10日以内に届出が必要となります。

6 届出方法

駐車場法に基づく路外駐車場の届出は、次項「8 届出書類」に掲げる書類を添付して、2部届出を行って下さい。

届出窓口は、倉敷市役所本庁舎7階市街地開発課となります。また、倉敷市電子申請サービスでも届出が可能です。

7 駐車場法に基づく届出手続きの流れ



8 届出書類

必要書類		駐車場が 建築物の場合	駐車場が建築物 でない場合
(1) 路外駐車場を設置（変更）する場合			
1	届出駐車場チェックリスト（様式第1-1号）	○	○
2	路外駐車場設置（変更）届出書（様式第1-2号） （変更の場合、変更する事項を赤字で記入）	○	○
3	附近見取図 1/10000以上 (1) 方位・学校等の位置を記入	○	○
4	配置図・各階平面図 1/200以上 以下に掲げる事項を明記（駐車場法第12条添付図面） (1) 駐車場の区域、建築物で駐車場の用に供する部分の区域 (2) 周囲道路（交差点、横断歩道、バス停、駐車場出入口を設けている前面道路の幅員等、駐車場法施行令第7条第1項～第4項で定められているものを記入。） (3) 出入口（出口部分に、出口から2メートル（特定自動二輪車の場合は1.3メートル）後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。） (4) 車路 1 車路動線を矢印で記入。 2 車路幅員を記入。 3 車路の路面標示を記入。 4 傾斜部には縦断勾配と路面の状態（仕上げ）を記入。 5 屈曲部には回転半径、軌跡を記入。 6 特殊装置（機械式）の場合、前面空地の幅員、奥行を記入。 (5) 車室 1 一般公共の用に供する車室 2 その他の部分の車室（月極駐車場等） * 1、2の車室は着色し、それぞれ色分けし、一連番号を各階の車室に記入。 (6) 場内設備（事務所、料金徴収所、照明装置、警報装置等）	○	○

必 要 書 類		駐車場が 建築物の場合	駐車場が建築物 でない場合
5	立面図2面以上（有効換気開口部を赤実線で図示） 1/200以上	○	
6	断面図2面以上（各階別に車路及び車室のほり下高さを記入。） 1/200以上	○	
7	屈曲部の詳細図（軌跡と半径を明記） 1/200以上	○	
8	傾斜部（勾配）の詳細図 1/200以上	○	
9	次の項目について駐車場法施行令第8条～第14条の技術的 基準を満たしていることが分かる資料 車路、車室、避難階段、防火区画、換気装置 照明装置、警報装置	○	
10	確認申請書（建築物）の写し	○	
11	特殊の装置（機械式駐車場）について国土交通大臣認定書 の写し、仕様及び構造図、特殊装置設置計画書	○	
12	駐車場法施行令第7条第2項を適用する出入口について 大 臣認定書の写し、認定に関わる資料	○	○
(2) 駐車場の工事が完了した場合			
1	管理規程届出書（様式第1-3号）	○	○
2	駐車場管理規程	○	○
(3) 路外駐車場を休止・廃止・再開する場合			
1	路外駐車場・休止・廃止・再開・届出書（様式第1-4号）	○	○
2	配置図・各階平面図 1/200以上	○	○
(4) 管理規程を変更する場合			
1	路外駐車場管理規程（変更）届出書（様式第1-5号）	○	○
2	駐車場管理規程	○	○

注:代理者が届け出る場合、委任状を添付して下さい。

(様式第 1－1 号)

届出駐車場チェックリスト

※整理番号No.

- ・ 時間貸の車室部分の総面積が 5 0 0 m²以上の場合、届出対象になります。
- ・ 無料駐車場で車室部分の総面積が 5 0 0 m²以上の場合、届出は不要ですが駐車場法（施行令）の技術的基準を遵守する必要があります。

		令和 年 月 日	
設置者住所氏名	☎（ ） －		
駐車場名		設置場所	倉敷市
収容台数	時間貸 台・その他 台・合計 台		
駐車面積	m ² ・ m ² m ²	※駐車スペースのみ記入	
駐車形態	機械式・自走式・平面・立体・その他（ ）※該当項目を○で囲むこと		
リスト作成者	☎（ ） －		

全ての駐車場 ※チェック欄は適合している場合は○を記入のこと

1	出入口を設置できない部分（駐車場法施行令第 7 条 1 項 1 号）	チェック	審査
（第四十四条関係項） 道路 交通法	（1）交差点、横断歩道、自動車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、又はトンネル		
	（2）交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分		
	（3）横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 m 以内の部分		
	（4）安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 1 0 m 以内の部分		
	（5）乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する表示柱又は表示板の位置から 1 0 m 以内の部分		
	（6）踏切前後の側端からそれぞれ前後に 1 0 m 以内の部分		
	（7）横断歩道橋（地下を含む）の昇降口から 5 m 以内の道路の部分		
	（8）幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害短期治療施設、児童公園、児童遊園、又は児童館の出入口から 2 0 m 以内の道路の部分		

(9) 橋 陸橋の下 幅員が6 m未満の道路 縦断勾配が10%を超える道路		
2 出入口の安全 (駐車場法施行令第7条第1項第2～5号) * 出入口を道路内に設ける場合は適用しない		
(1) 2以上の前面道路がある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に出入口を設けること(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがある時などを除く)		
(2) 車室の総面積が6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上とする(ただし、前面道路に中央分離帯などがある場合を除く)		
(3) 自動車の出入りに伴う回転を容易にするため、必要がある場合、1.5mのすみ切りを設けること		
(4) 出口から2m(特定自動二輪車の場合は1.3m)後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上見渡せ、歩行者などを視認できること		
3 車路 (駐車場法施行令第8条第2号)		
・ 交互通行の幅員5.5m以上、一方通行の幅員3.5m以上、車路に接して駐車料金徴収施設が設けられており、かつ、歩行者通行に供しない箇所2.75m以上 ※自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の場合は、交互通行の幅員3.5m以上、一方通行の幅員2.25m以上、車路に接して駐車料金徴収施設が設けられており、かつ、歩行者通行に供しない箇所1.75m以上		

建築物である路外駐車場※国土交通大臣認定装置については警報装置以外は適用除外

1 車路の構造 (駐車場法施行令第8条第3号)	チェック	審査
(1) はり下の高さ2.3m以上		
(2) 屈曲部は半径5.0m以上の内回り半径で回転できること ※自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の場合は屈曲部は半径3.0m以上の内回り半径で回転できること		
(3) 傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと		
(4) 傾斜路の路盤は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる		
2 車室の構造 (駐車場法施行令第9条)・はり下の高さ2.1m以上		

3	避難階段（駐車場法施行令第10条） ・直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又は避難設備を設置すること		
4	防火区画（駐車場法施行令第11条） ・給油所など火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画すること		
5	換気装置（駐車場法施行令第12条） ・床面積1平方メートルにつき毎時14立法メートル以上直接外気と交換する能力を有する喚起装置を設けること。ただし、換気に有効な開口部の面積が床面積の1/10以上であるものは適用除外		
6	照明装置（駐車場法施行令第13条） ・車路面10ルクス以上 ・車室2ルクス以上		
7	警報装置（駐車場法施行令第14条） ・自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けること。 ※出入口が別の場合、入口には不要		
8	確認申請の提出、審査の状況		
備考			

管理規程

記載事項（駐車場法第13条第2項）	チェック	審査
(1) 名称		
(2) 管理者の氏名及び住所（管理者が法人の場合は法人の名称、法人の所在地、代表者の氏名、代表者の住所）		
(3) 供用時間（休業日、開始及び終了時刻）		
(4) 料 金（確定額）		
(5) 供用契約に関する事項（損害賠償に関する事項も含む）		
(6) 構造上駐車出来ない自動車		
(7) 路外駐車場の業務に付帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要		
備考		

(様式第1-2号)

路外駐車場設置（変更）届出書

令和 年 月 日

倉敷市長 様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐 車 場 の 名 称					
2	駐 車 場 の 位 置					
規 模	イ	駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル			
	3	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						平方メートル
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						平方メートル
四輪車及び特定自動二輪車併用					四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
小計					平方メートル	
車路等の面積 (B)					平方メートル	
b 建築物でない部分			駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						平方メートル
	四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台				
	小計	平方メートル				
	それ以外の部分	四輪車専用			平方メートル (駐車台数 台)	
		特定自動二輪車専用			平方メートル (駐車台数 台)	
					平方メートル	
		四輪車及び特定自動二輪車併用			四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
		小計			平方メートル	
	車路等の面積 (D)					平方メートル

3	規 模	駐車のために供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計	平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 特 殊 の 装 置 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従 業 員 概 数					
8	供 用 開 始 (予 定) 日					

(注)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあつては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のために供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のための必要施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車のために供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車のために供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行ふ業務のための施設の概要を記載すること。

(様式第 1 - 3 号)

管 理 規 程 届 出 書

倉 敷 市 長 様		令和 年 月 日
駐 車 場 管 理 者 の 氏 名 及 び 住 所		
駐車場法第 13 条第 1 項の規定により、次のように届け出ます。		
1 駐 車 場 の 名 称		
2 駐 車 場 の 位 置	倉敷市	

連絡先：駐車場管理担当者名

／TEL

※管理規程（写し）を添付してください。

(様式第1-4号)

路外駐車場・休止・廃止・再開・届出書

倉敷市長様	
令和 年 月 日 駐車場管理者の氏名又は名称及び住所	
駐車場法第14条の規定により、次のように届出ます。	
1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	倉敷市
3 休止の内容	・ 全 部 （ 休 止 面 積 m^2 ／ 休 止 台 数 台) ・ 一 部 （ 休 止 面 積 m^2 ／ 休 止 台 数 台) ・ 供用を廃止する日 令和 年 月 日～令和 年 月 日
4 廃止の内容	・ 全 部 （ 廃 止 面 積 m^2 ／ 廃 止 台 数 台) ・ 一 部 （ 休 止 面 積 m^2 ／ 廃 止 台 数 台) ・ 供用を廃止する日 令和 年 月 日～令和 年 月 日
5 再開の内容	・ 全 部 （ 再 開 面 積 m^2 ／ 再 開 台 数 台) ・ 一 部 （ 再 開 面 積 m^2 ／ 再 開 台 数 台) ・ 供用を再開する日 令和 年 月 日～令和 年 月 日
6 理 由	
7 備 考	

※ 平面図を添付し各内容を明示すること。

※ 再開については管理規程（写）を添付してください。

また、変更が伴う場合は路外駐車場設置（変更）届出書を提出してください。

(様式第 1 - 5 号)

管 理 規 程 變 更 届 出 書

令和 年 月 日

倉敷市長様

駐車場管理者の氏名及び住所

駐車場法第13条第4項の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	倉敷市
3 変更の事項	名称・管理者住所氏名・供用時間・料金・その他 ()
4 変更の内容	
・変更前	
・変更後	
・変更理由	

連絡先：駐車場管理担当者名

/TEL

変更後の管理規定(写)を添付してください。